

旧市営楠根住宅地の有効活用に向けたサウンディング型市場調査の結果概要

1. 調査の名称

旧市営楠根住宅地の有効活用に向けたサウンディング型市場調査

2. 調査の対象

旧市営楠根住宅地の土地・建物（所在地：東大阪市楠根三丁目 42 番 2）

3. 調査の背景

サウンディングの対象となる旧市営楠根住宅地（以下、「当該地」という。）は、昭和 43 年に取得し市営住宅として管理運営してきました。しかし、老朽化などの課題があったことから、別の市営住宅に集約移転を行い、現在は閉鎖しています。なお、市営楠根住宅については、平成 26 年 3 月に策定した本市公営住宅等長寿命化計画にて入居者の移転完了後に売却するとされていることから、本計画に基づき売却にむけ検討を行うこととしています。

検討にあたっては、行政内部だけで活用方法や公募条件を設定するのではなく、早い段階で活用意向、アイデアのある民間事業者との対話を行うことで市場性を把握するため、サウンディングを実施しました。

4. 調査の目的

本市は、交通の利便性が高いことなどを背景に約 50 万人の市民が生活する一方、モノづくり基盤産業を中心に多種多様な製造業が集積する工業都市としても知られています。

このような中、本市では、市民の良好な住環境とモノづくり企業の操業環境を保全・創出するため、平成 25 年 4 月に東大阪市住工共生のまちづくり条例を施行し、住工共生のまちづくりを総合的に推進するため様々な取組みを実施しています。

住工共生のまちづくり推進のための取組みの 1 つとして、モノづくり企業の集積維持を図る地域を東大阪市住工共生のまちづくり条例に基づきモノづくり推進地域に指定しており、当該地が立地している地域についても、モノづくり推進地域に指定されています。

そこで、当該地については、モノづくり企業のための事業用地としての市場性を把握するためサウンディングを実施するもので、今回の調査では、以下の「サウンディングの対象事業」に該当する事業について、サウンディングを実施しました。

▽サウンディングの対象事業

- ・総務省日本標準産業分類における別表 1 業種別分類表の大分類が製造業に該当する事業者が、自ら工場として操業する施設を整備する事業
- ・工業製品の企画設計・研究開発拠点としての施設を整備する事業

5. 調査の経過

日程	内容
平成 30 年 7 月 3 日 (火)	実施要領の公表 (市ウェブサイト)
平成 30 年 7 月 13 日 (金)	現地見学会の開催 (参加企業者数：1 社)
平成 30 年 8 月 20 日 (月) ~ 平成 30 年 8 月 24 日 (金)	サウンディングの実施 (参加申込企業がなかったため未実施)

6. 調査の結果

今回の調査は、当該地について、製造業の事業用地としての市場性を把握するために実施しましたが、サウンディングの参加事業者は 0 社でした。